

水資源の開発に伴う補償問題

—特に庄川流域に於ける電源開発に伴う補償問題—

小寺廉吉
植村元覚

目次

緒言	
第一章	庄川流域の概要
第二章	庄川村の概要と御母衣の発電事業による水没問題
第三章	白川村の概要と椿原の発電事業に伴う補償問題
第四章	上平村に於ける発電事業に伴う補償問題
第五章	平村に於ける発電事業に伴う補償問題
第六章	上平村及び平村に於ける生活様式及び社会構造の变革

(詳細目次は巻末に記す)

緒言

水利用計画に於ける補償問題

我国の未開発の、これまでねむつていた資源を開発し、そして国民の生活と産業の発展の基礎を築こうとする国土総合開発計画の中で、電源・灌漑用水・洪水調節その他水資源の開発・利用・保全を目的とする水利用計画は、特に重要な部分を占めている。ところでこの水利用計画には、多くの場合補償問題がつきまといつてゐる。今後、水利用計画が益々大規模な形で、且つ数多く実施に移されようとしているが、これらの実施に当つて、関連地域に於ける諸資源・諸産業も大きな影響をうけ、また被害地域の住民も多数になり、

水資源の開発に伴う補償問題

地域社会がこうむる諸影響も広汎且つ深刻なものとなるであろう。そしてこの場合種々な形をとる補償問題はいよいよ複雑化するであろう。とりわけ大規模なダム建設に伴う水没補償を中心とする諸問題は、最も重大な問題たらんとしている。過去に於てもまた現在に於ても、かかる補償問題のために工事は遅延し、計画は変更或は放棄され、或は無益の社会的混乱をひきおこし、無用の巨額の経費を支出した事例、或はその存在するのである。

国土総合開発は、わが国の社会の全般的な社会的、経済的發展を目標とするものであるが、同時にそれ自体その関係地域の社会的、経済的發展を積極的、有機的に推進することを目的とするものであるから、これに伴う補償問題もかかる見地から処理されなければならない。即ち従来の如き単に区々の

な被害者個人の損失に対する消極的な補償を考へるばかりでなく、個々の補償も地域の積極的な発展と結びつけて処理されなければならない。更にまた気の毒なる犠牲者に対しては、被害財産の補償に止まらず、被補償者が生活の安定をとりもどすまでの補償を意味すべき生活補償をなすよう処理されなければならない。これはヒュマニテイの原理であり、新憲法の基礎をなす基本原理である。以上の見地に基いて、補償内容、補償方法、補償手続等の合理化が工夫されなければならないのである。

過般総理府資源調査会会長から内閣総理大臣に提出せられた「水資源の開発等に伴う補償処理に関する勧告」（昭和27年12月23日附）の主意に我々は全く同感するもので、該勧告に盛り込まれた諸措置が速に実施に移されることを熱望するのである。（本稿第二章の終り、及び第三章の終り参照）。

ところで、この「勧告」も力説している如く、補償問題は実に複雑多岐に亘り、且つ深刻な問題であつて合理的な解決の方法、理想的なる案を見出すことは、容易なわざではない。それにはまず補償問題の複雑性、深刻性、解決の困難なることの実態を把握することが先決問題なのである。そのためには過去に於ける及び現在問題となつているところの補償問題を詳細に観察し、分析し、批判することが必要である。我々の調査研究はこの目的で行われたものなのである。

電源開発等のためのダム建設による水没補償問題並にこれらが当該地域社会に及ぼす諸影響の問題は、我々が久しい以前から深い関心と興味をいだいてきた研究題目であつた。富山県内としては、さきに県営発電事業として計画され、次いで日発に移され工事途中にして戦時中止された有峰盆地のダム建設による水没計画のため、全部落が買収されて全部落民の立退きの終了した例と、及び庄川流域に於ける幾つものダム建設と水没補償の例とがある。本調査者の一人の小寺は双方の現場を实地視察しているが、とりわけ庄川の流域のダム建設地たる所謂越中五ヶ山地方及びそれに隣接せる岐阜県白川村の地域は、地理学的に、社会的に、また民俗学的に、十数年に亘つて

詳細に研究して、きわめて熟知せる地域である。庄川流域に於ては、現在工事中の地点よりもなおまた上流に於て、及び支流に於ても、更に幾つものダム建設の計画がある。そして庄川のこれらの地域に於ては、ダムの建設と電源開発に関連する一切の事柄が、現在並に将来に於ける住民の生活の殆んどすべてを支配しようとしている、と云つても過言ではない。

富山県内としては、これらの他に最近神通川流域に於てもダム建設による水没補償問題の一応の解決があつた。更にまた神通川流域の他の地点及びその他の河川に於ても同様の問題がおきようとしている。

ダム建設による水没補償の問題は、従来の事例に於ては上記の如く、多くの場合に、個々人を相手方として区々の損失の補償を行つて来たのである。しかしながら国土総合開発計画の如く一定の地域全体を開発の対象とするもので、而も大規模なダム式による総合的な水利利用計画に於ては、被補償者はきわめて多種類且つ多人数であり、或は地域社会そのものであつたりする。また補償の対象もきわめて多岐にわたる諸施設や財産権、更に被補償者の生存権にまでも及ぶものである。従つて補償は最早個々的には考慮することは許されず、補償は総合的に処理されなければならない。また補償の交渉相手方も亦個々的ではなく、集団的な交渉の当事者とされなければならないのである。即ち集団的補償処理の時代に今後は入るのである。（勿論今後とも偶発的な事故などによる個々の損失補償の問題は常に起りうる）。

そしてこの場合諸種の補償対象に関する「統一的合理的評価基準」が急速に設定されなければならない。かくしてはじめて従来の補償にしばしば見られたような強者と弱者との間の不正や、中間に介在して不当利得を占めたボスによる被害や、甲地と乙地との間若くは甲個人と乙個人との間の不均衡などが是正されるのである。勿論「統一的合理的評価基準」の設定は、理論的にも、また実際的にも、相当の難事である。更にまたこの「基準」が設定されたとしても、現実の場合は千差万別の諸条件の下にあるのであるから、この「基準」を現実に応用することは必ずしも容易ではない。

さて、「統一的合理的評価基準」を案出するためにも、またこれの適用をうける複雑多岐きわまる現実の補償対象にまつる諸条件を分類し整理しこれを類型化するためにも、過去の及び現在の補償問題の実情を詳細に調査研究し批判することが必要である。

かかる見地から、特に集団補償の適正基準の設定のために、昭和27年度に於て総理府資源庁及び建設省が主体となり、ダム建設による水没地点の補償問題の実態調査を全国的に行う計画を立て、富山県にも協力を求めて来た。そして県はこの調査の一部を我々に委嘱したのである。本稿はこの調査の報告の一部分である。

我々の調査計画

我々は十月及び十一月の二ヶ月に亘つて、庄川流域に数回出張して、過去に行われたる及び現在進行中の補償問題について、多くの資料を蒐集し、実地の視察を行い、とりわけ補償問題に關与した多数の当事者に面接して、補償に關する諸資料を求めた以外に、その体験をきき、更に態度調査をも行つたのである。

我々の調査計画は次の如くである。

一、調査目的

電源開發等のためダム建設の場合、水没地帯に対する集団補償の適正基準設定のための資料の作成。

二、調査項目

- 1、ダム建設に關連するもの
 - (イ) 地域内の發電計画。(ロ) 河水統制計画。(ハ) 砂防計画。(ニ) 農業用水計画。
- 2、水没に關連するもの
 - (イ) 水没箇所、水没面積。(ロ) 水没地及び周辺地域社会の土地利用諸施設、及び生産状況並に生産形態等の、水没前と水没後の変化。(ハ) 人口収容力の変化(移転、移住等を含む)。

水資源の開發に伴う補償問題

3、補償に關連するもの

- (イ) 集団補償及び個人補償の形式及び実施方法。
- (ロ) 地域社会のうける負担及び利益。
- 4、1乃至3が流木及び内水面漁業に及ぼす影響
- 5、1乃至4による地域社会の産業構造及び社会構造の変化。生活様式や生活程度の変化
- 6、地域社会の態度調査
 - (イ) 水没並に補償に対する地域社会の態度(水没並に補償の精神的影響)の調査。

三、調査地域

富山県礪波郡平村及び上平村、岐阜県大野郡白川村及び莊川村、の地内の庄川流域

四、調査者

小寺廉吉、植村元覚、助手(富山大学文理学部経済学科及び文学科学生)橋爪四郎、河合進、吉田彦夫、竹内洋三、阿部一仁、折橋礼一、中田隆雄、橋本満智子、小寺夏子。

五、調査時期

昭和27年10月及び11月

以上に掲げた調査項目中には、我々が現地を赴いて調査するまでもなく、十分なる資料が既に県或は電力会社に存するものが少なくない。例えば地域内の發電計画、河水統制計画の主要部分、砂防計画、農業用水計画の主要部分、水没箇所、水没面積など。

調査項目中の水没地及び周辺地域社会の、水没前と水没後の変化、とりわけ人口収容力の変化、産業構造や社会構造の変化、生活様式や生活程度の変化等の問題は地理学、経済学及び社会学的な研究に平素従事している我々とつて最も興味深い題目である。しかも我々はこの地域を十数年来調査しているのであるが、これらの点についての多くの研究題目と資料とを有つて

520.

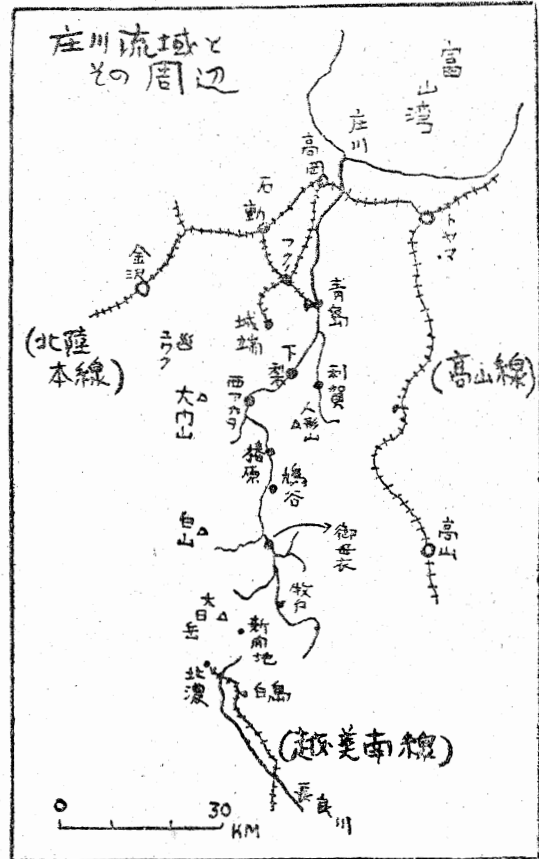
調査項目中補償問題に直接及び間接に関連したものが本稿の主題をなしている。しかしながら補償に関連した詳細な而も正確な資料をうることは実はきわめて困難なことなのである。なぜならば従来行われた補償の内容、その方法や手続などの理由から、かかる調査は個人の複雑な利害関係のまつわる秘密の世界に立ち入ろうとすることであり、また興奮を引きおこす心理の世界にふれる事柄だからである。従来の補償がかかる秘密の世界のものであるだけ、それだけその真相を理解することが一層必要なのである。それで此度の調査に於ては我々はこの困難な補償問題の正確な資料をうるのに全力をそそいだのである。そして若い調査者たちは自らがしばしば興奮状態に陥ることを禁じ得なかつた程である。調査者たちのその新鮮な思い出が薄らがないうちに、出来るだけ詳細に記述しておきたいという理由から、まず補償問題を本稿に於て取り上げたのである。

第一章

庄川流域の概要

地域の概観

庄川の水源は、岐阜県濃飛国境の飛驒大野郡莊川村烏帽子岳（一六二五米）北東側の谷に発している。主要な支流は、莊川村と白川村の村境で尾上郷川、白川村平瀬で白山の東斜面から流れて来る大白川、飛越国境で境川、以上いずれも左岸、右岸のものは白川村福島附近で六所川及び富山県東礪波郡利賀村地内で利賀川が東方から合流する。本流の延長約一五〇粍。平野に出てから川口の高岡市伏木港の東方まで三〇粍余である。流域の大部分は飛驒高原の山地で、そこに深い峡谷をえぐつてゐる。しかし水源に近い莊川村地内では、川の水面は七〇〇—八〇〇米の高度を保ち、沿岸の山は低く谷が



浅く且つ開いて、沿岸の平地がわりあい広い箇所が多い。それから下流の白川村地内及び越中五ヶ山の地内は、所謂庄川峡の峡谷地帯であるが、それでも処々で谷が開け流れがゆるく、広い河岸段丘が発達した小平野が展開している。例えば鳩ヶ谷附近、西赤尾附近など。これらの例外を除けば、峡谷地帯は河床の勾配が急で、而も両側がひどい断崖絶壁をなしている箇所が多い。流域の地質は花崗岩、石英閃緑岩、珩岩などが多く、それに処々火山岩の迸出がある。下流は第三紀層及び第四紀層となる。

平野地方から隔絶した山地、而も峻険な峡谷の中であるが、古い時代から茲に数多く集落が存在をつゞけてきたことは注目に価する。越中に属する庄川の谷の中、即ち所謂越中五ヶ山だけでも古来70個の集落がある。白川村には集落が23、莊川村には19の大字がある。因に現在の莊川村は明治8年の郡区改正以前は、白川村と併せて白川郷を形成していた。これらの地域は、明治時代までは、他地方からの交通の便が極度に悪く、こゝの集落の人達はむ

しる封鎖的な社会を作り、また生活の大部分に於て自給自足を余儀なくされてきた。したがつて平野の地方の人々から見れば、これらの集落に奇習が行われたり、或は他地方では既に亡んだ旧い時代の文化の名残がここではなおも生きていた、などということも理由あることであつた。要するにこの地域は永い歴史時代を通じて、文化的にも、社会生活の諸特質でも、また政治的にも、特殊地帯を形成していた。白川村の中切地方に顕著な大家族制が残つていたこと、白川や五ヶ山に武人その他の身分ある人達が幾多かくれ住んだこと、それに關係ある平家子孫説、南北朝時代に五ヶ山の山村が特殊な役割を演じたらしいこと、加賀藩時代に五ヶ山が重罪犯人の流刑地となつたり、またここで煙硝(火薬原料の硝石)が作られたこと、またブルーノ・タウトをして歎賞せしめた。「日本美の再発見」白川・五ヶ山式の大型の茅ぶき合掌・切妻型の民家がこの峽谷に於ける典型的な民家の型式である事など、よく人々が挙げるこの地域の特異性の例である。

白川・五ヶ山式民家と大家族制。

この兩者の間に何等かの因果關係があるという證據は全く見当らない。天地根元造りが、日本民家の原始的型式と想定された場合、この型式の直接の發展とも考えられる白川・五ヶ山式の茅葺合掌切妻型の家屋は、民家史上重要な意味を有つて来る。白川・五ヶ山式民家は此兩地域及びそれに接する僅少の部落に見られる。東京都の西多摩地方のはずれから甲府盆地の東部にかけて、白川・五ヶ山式と外観は似た切妻造りの屋根で、切破風造りの民家が多くある。これは内部の建築的構造は全くちがう。

所謂大家族制の意味は必ずしも明確ではないが、単に一家内の同居の多人数(奉公人なども含めて)の意味ではなしに、(イ)一生独身でいるか或は婚姻關係を有つている傍系親族も永続的に一家に同居している家族形態の意味に解するか、(ロ)かかる家族形態で而も大勢が一家に同居している家族形態と解するかによつて、問題の取り上げ方がちがってくる。(ロ)の意味とすれば大家族制は、白川村の中でも大体は中切地方及び山家地方に限られていた。(イ)の意味とすれば大家族制は、白川村の他の多く

の部落でも、越中五ヶ山でも珍しいものでなく、莊川村その他の飛驒のいくつかの村にも見られた。(イ)の家族形態は五ヶ山でも若干現存している、かかるものの家庭的な特異な事情のわかつているものもある。勿論これは非近代的家族であり、且つまた必然的に家族員数も普通よりは多く六・七人乃至十人内外にもなるであらう。

民家の形式や集落生活の外観の點では、五ヶ山と白川村とは類似し、莊川村はこれらとかなり異つてゐる。しかし詳細に觀察しまた調査すれば、五ヶ山と白川との間にも、また五ヶ山の諸部落の間にも、白川村の南部と北部との間にも、いろいろな相異がある。なおまた白川と莊川との間にも多少の類似点や、或はその差異にも漸移性が認められる。

五ヶ山及び白川を通じて、集落の大部分はきわめて小さな河岸段丘の上(それらは谷底にも、また谷底から數百米も高い處にもある)、或は山崩地帯に成因を有つ山腹の平坦面や緩斜面に、位置している。そしてかかる峽の中の集落の大部分は必然的に戸数の少い小集落である。そして村落共同体的な諸特徴は極めて強い。たゞし平村下梨、上平村西赤尾、白川村の鳩谷・萩町・平瀬などは、例外的な大きな集落で、多少都市化している。

莊川村に入ると、飛驒高原の高い部分の表面に上つてしまうので、峽谷状態はなくなり、集落は広い谷の中の平野や河岸段丘の上に、或は高原性の低い山地の山麓や浅い谷底に位置している。莊川村では中野、牧戸、新瀬などが大きな多少とも都市化した集落である。

大正末期から昭和初頭にかけて小牧及び祖山のダム建設が始まつてから、五ヶ山の生活は一変しはじめ、殊に最近に於ける庄川峽谷に於ける水力資源の開發事業の進捗は、この地方の生活に全く新たな特徴を与え様としている。もつとも水力資源の開發と並行して發展してきた自動車交通のこの山間への侵入は、五ヶ山、白川村及び莊川村の旧来の生活の諸特質を根本的に変革する動因となつていたのである。岐阜市からの鐵道(越美南線)の美濃白鳥及び北濃までの開通、それと連絡する國鉄バスの鳩谷及びその北方への開設は白川村の所謂大家族制の最後のものを払拭せしめたといふに云つてもいい

であらう。

日本を洗う時勢の激しい波はこの山間にも押し寄せた。例えば高いオネの上から展望すると、緑の大きな波浪の起伏する大海のように見えた森林で埋つた五ヶ山の地域も、過般の戦争中の強制乱伐のため、今日では炭焼の生業すら容易でなくなつた。五ヶ山でも白川でも主要な現金収入源であつた養蚕も、桑畑の縮小と生糸の輸出減少によつて低下した。五ヶ山では古來冬の間、桑畑の仕事を手すきの和紙製造も衰え、周年働く機械の和紙工場が生れ、不足の原料を高知県から移入することすらやつている。

庄川峡谷の中が、その下流から上流まで、大部分の処が次々とダムの湛水湖で占められるようになるのも、ここ数年の間のことである。かくなる歴史的な過程に於て、生活にどのような激動が既に起りまたこれから起るだろうか。水没の耕地や家屋の補償、立ち退いた人々の行き先、村落の生産構造や社会構造の変化。これらのあるものは既に過去の歴史となつてしまつており、もつと大きな変革はこれから起きようとしている。近い将来に莊川村の半が亡びるかもしれないと村中が興奮のルッポと化しているのも、このためである。

庄川流域への交通路

(4頁「庄川流域とその周辺」地図参照)

庄川流域に赴くには、北方から入る路には(イ)北陸本線の高岡市もしくは石動町から福野町經由で庄川町の青島駅に至り、そこから庄川峡谷の中に入り、バスや湛水湖上の汽艇を利用して上流に赴くもの、(ロ)上記の福野町から城端町に至り、そこからバスで山越えして庄川峡谷の中の下梨に出て、(イ)と合して沿岸沿いで上流地方に赴くもの、(ウ)庄川支流の利賀川流域に赴くには、井波町を起点として青島を經由して本流への合流点から利賀谷に入つて行くバスの路線と、及び富山市から八尾町まで鉄道(高山線)でそれからバスと徒歩で室牧川に沿つて柄折まで、それから西方に峠を越えて百瀬川(山田川上流)流域に出る。更にまた西に峠を越えると利賀谷の中流に出る。利賀谷では水源地の水無まで自動車路がついている。百瀬川流域は

利賀村の地内であるが、この川をダムでせき止めて湛水湖を作り発電する計画がある。また水無の下流でダムを建設して水無盆地を湛水湖にして発電する計画もある。両案とも部落を水没させる。なお水無から南へ峠を越えて、飛驒の羽根部落經由で高山線の角川駅に出る路もある。

南方から庄川流域に入る路には(イ)越美南線の白鳥駅もしくは北濃駅から国有鉄道経営のバスの路線が、長良川の水源地上つて蛭ヶ野の高原に出て、それから飛驒に入り莊川村牧戸を経て、庄川本流に沿うて白川村鳩谷に至るものが久しい以前から通じていたが、昭和27年秋にはこれは下田まで延長された。昭和28年春にはこれは富山県の上平村及び平村を経て城端町まで或は庄川峡谷中を青島までも通じる予定である。(ロ)飛驒の中心の高山市から三日町、夏厩、六厩、軽岡峠を經由する白川街道をバスが通じている。これは莊川村の新淵を経て牧戸で国鉄のバスと連絡する。

庄川流域の各地域的区分の解説

本文の敘述の理解の助けとなると思うので、庄川流域各部分の地域的な特徴と及び電源開発の見地からの問題について簡易な解説をしよう。

(1) 城端町から下梨まで

城端町から山越えして下梨に至る路が、永い歴史的時代の間の、また現在でも、庄川の谷に入る最も主要な通路である。城端町は本願寺の別院善徳寺の門前町的な性格を有つているが、地方の市場町とりわけ山の地方就中五ヶ山地方と平野との接觸点として発展して来た町である。現在は機業や木工業なども行われている。封建的時代以来この町の商業資本家と五ヶ山の集落との関係はきわめて密接である。すぐ東方の前面に所謂高清水断層崖の急崖をつくつている山地(高度700—1100米で飛驒高原の末端)が北北東から南にかけてびようぶを立てたようにきり立っている。そのオネ筋には処々に小さい平坦面がある。その裏側(東側)を下ると庄川の深い峡谷がある。現在の自動車道路(バスや発電所やダムの建設資材運搬のトラックの路線)はこの断層の山腹

を登つて、細尾峠(約700米)で平村に入る。やがて右側に無人の草屋根の一軒屋の前を通る。これは「道谷のお助け小屋」で、旧藩時代以来村で維持している冬季行旅の避難小舎である。電力会社がこれを鉄筋コンクリートに改築する計畫である。この附近の水田(高差600—700米)は最近著しく拡張された。最初の集落は梨谷である。(小寺廉吉稿「梨谷集落の研究」地理学評論第四巻五号参照)。

自動車道路はやがて庄川の谷底に向つて急な斜面を迂回しながら、いくつもの集落を経て降りていくが、これらの集落やその耕地のある処は、山崩や地亡の結果生じた緩斜面が多い。初めてこの地域を訪れる者は、長い危路を自動車でゆられた後に、峡谷の底の下梨に着いてホットすることであらう。

下梨は全五ヶ山の山村中では最も都市化した集落である。鉄筋コンクリート造りの平村役場、郵便局、登記所、福野高等学校分校と中学校及び小学校の本校、多くの病室のある病院、機械化された工場(和紙、マユ乾燥など)数軒の旅館、多くの商店、土木請負業者や運送業者など、非農業者が非常に多い。これは下梨がやや広い平坦面をもつていることもあるが、それよりもむしろ交通上の重要な位置を占めているためである。ここは平野との自動車交通の関門であり、下流からの汽艇航行の終点、且つ平野からの物資輸送に周年使える索道の終点である。この索道は城端町から杉尾峠を越えて、6料

程下流の渡の原部落で伸延されてくる。米、味噌、醤油、酒、その他の食料品や日用品の雑貨、個人托送の小包から、セメント、鉄材、機械などの電力開発の資材まで、絶え間なく輸送している。殊に積雪期には地上輸送が杜絶するので、この索道が唯一の輸送機関である。上流の成出及び椿原のダムの建設工事が始まつてからは、索道の利用は一層強化され、上流の工事現場までも索道は延長された。

(2) 青島から下梨まで

庄川が山峡から解放されて、広々した平野に出た処が庄川町青島である。この地方の商業中心地でもあるが、藩政時代から庄川を、上流の荳川村、白川村、越中五ヶ山の本・支流を流材して来た木材の集散地であり、また庄川筋

を上流からここまで木材を流下させる人夫の供給地でもあつた。大正末期から昭和初めにかけての小牧及び祖山のダム建設の際の所謂庄川問題で、電力会社と木材業者との間に激しい斗争があつた時には、最も興奮した場面がここで展開されたのであつた。ダムが完成して、結局山林業者、木材業者側の敗北となり、木材の流送は廃止されて仕舞い、青島の広大な貯木場も無用となり、木材業者、製材工場、流材人夫などの転失業がおこつた。然し永い歴史の伝統の底力は強いもので、青島は今日でも相当の木材の集散地である。トラック輸送のきく附近の山地、庄川下流、利賀川筋の木材のみでなく、上流白川村のものも細尾峠・城端町經由で青島に来るものがあり、また福井県

の木材などで鉄道でここに来るものがある。盛大な製材工場もなお残つている。流材人夫も絶滅したわけではなく、この出身者が、北海道などに出稼に行つていたのである。以上は30年前の「庄川問題」の後日物語である。電力会社によるダム建設及び河水統制と関連した別の問題に、下流の農村の灌漑用水の問題があつた。下流の左右沿岸の数カ地点に設けられてあつた用水の取入口は、青島地内に建設せられた庄川本流を横断する低いダムの処で合併(合口)されてしまつた。(上流に小牧ダムが建設されると、土砂はもはや下流に流下せず、下流の川底は深く掘り下げられる一方で、従來の下流の用水路取入口は役に立たなくなるのである)。因に合口のダムから用水路に水を送る中間の流水を発電に利用している。(最大出力6、千キロワット、昭和14年完成)

青島から上流は、庄川はその水源までの長い距離を、飛騨高原の山地の上を、流れている。大部分の処は谷幅が狭く、しかも谷が深く、水量が多いので、高いダムを造つて上流に細長い人造湖を作り、大量の電気を起すのに誠に都合のいい箇所が数多くある。

まず青島から谷合に入つた近くの小牧にダムと発電所(最大出力72千キロワット、昭和5年完成)がある。この湛水湖上には立派な汽艇が通つており、湖畔にある宏壮な新しい建物の大牧温泉への浴客や修学旅行の団体を運んでいる。この温泉宿は加賀藩時代からあるのだが、旧湯口が湛水下に没したので、岩盤中にボーリングしたら以前よりも高温の湯が豊富に出るようになった。

た。大牧温泉の下手に支流利賀川から山腹をトンネルで導水して、高所から落して発電している発電所(最大出力15千キロワット、昭和19年完成)もある。

小牧ダムの湛水湖上の汽艇は、加賀騒動の大槻伝蔵の牢死で知られている。祖山の部落附近まで行く。下船すると近くに祖山の発電所(最大出力54千キロワット昭和5年完成)とダムがある。また汽艇で湛水湖上に行く。沿岸の傾斜面や小さい平坦地にあるいくつもの部落の前を過ぎる。下梨から3軒程下手(入谷部落の対岸)で下船する。昭和5年に祖山ダムが完成した時には、下梨まで汽艇が航行したが、それから今日までこの湛水湖の約70%が土砂で埋没した。そして下梨附近の河床も高くなり、新に水没や立退き家屋の補償問題もおこつた。下梨と対岸の大島部落とを結ぶ橋も一層高くつけ換えた。

以上の二つの湛水湖上の汽艇を利用して、青島から下梨に至る交通路は、昭和5年にダムが完成してから数年の間はさかんに利用されたものである。しかし二つの湛水湖ともほかなり埋没して汽艇の航行区間がちゞまり、徒歩距離が長くなつたために、その後利用度は減少した。他方城端から細尾峠をこえて下梨に来る自動車交通は一層ひんぱんになつた。けれどもこの自動車交通は積雪期には全く不通となり、他方湛水湖上の汽艇は冬季も利用出来るので、依然重要な交通路である。

なお青島から峡谷の中を川沿いに下梨まで、馬車が通れる沿岸道路は、明治時代に一度開設されたことがあつた。五ヶ山の多くの人々は「車」を生れて初めて見て、びつくりしたとのことである。しかし沿道に急崖が多いため崖崩れや雪崩のために、間もなく道路は壊滅してしまつた。ところがこの沿岸道路再開の計畫が最近立てられ、恐らく昭和28年の夏頃までには青島から下梨までの自動車の通える沿岸道路が完成して、バスも通るのではないかと予想されている。この道路は上流の発電工事の資材運搬に役立つであろう。

(3) 下梨から西赤尾まで

(第三章挿入「庄川流域二」及10頁地図参照)

下梨から沿岸の自動車路を上流に進むと、上梨及び皆符の部落をのせたやや広い河岸段丘がある。上梨の対岸の田向部落には加賀藩時代の流刑人の牢屋の建物の遺物がある。小原にはダム及び発電所(最大出力45千kW、昭和17年

完成)がある。小原部落はダムの下手のやや小高い段丘上にあるので移動の必要はなかつたがダムの上手の左岸の葺島部落は全部湛水下に没したので、ダムの北側の高地に移転した。そこに又発電所の従業員の家宅の群もある。

細島や菅沼の部落のついでに河岸段丘は、以前には深い淵をなしていた谷底から高くきり立つていたのだが、ダムの湛水の結果、水面は民家のめぐりの耕地とすれすれになつた。家屋や耕地の水没補償の問題も多少はあつた。その他の水没補償の問題もダム建設当時大体解決されていた。小原ダムの湛水地域の上部は西赤尾附近までも及んでいる。しかるにその後土砂堆積により川底が高くなり、水位が上昇したために、漆谷と西赤尾との間の数部落に移転を必要とする家が多数生じた。この補償問題は昭和27年秋に大体の解決の線が出たのであるが、これの調査に我々の調査班員の多くが当つたのである。

西赤尾附近では谷が打ち開いて、川岸の平野や広い段丘も発達して、水田が展開し、多くの部落が集合している。西赤尾は藩政時代から上平の中心地である。ここの岩瀬家の家屋は參觀に値する。白川・五ヶ山の切妻・合掌造りの茅屋根の家屋の最大のものである。(大家族制で有名な白川村御母衣の遠山家よりも大きい)。その二階のアマは小さい学校の雨天体操場程広い。この家は加賀藩時代に五ヶ山を通じての最大の資産家であつた赤尾の長右衛門の邸の名残りである。加賀藩の役人もしばしば滞留したし、また大きな上養屋(火薬の原料である煙硝の精製及び取扱商人)として大勢の下男下女を住ませた家である。岩瀬家の南隣に行徳寺がある。傑僧道宗の遺品やこの地方出土の土器石器を所蔵している。

(4) 西赤尾から椿原まで

(第三章挿入「庄川流域二」地図参照)

西赤尾から南に進んで境川を渡ると、岐阜県白川村に入る。小白川部落をすぎるとやがて成出の発電所とダムがある。左岸は岐阜県であるが、発電所(最大出力35千kW、昭和26年11月完成)のある右岸の成出はなお富山県の上平村である。成出の旧部落は発電所などの敷地のために買収されて、全部がその南のやや高い処に移転した。なお成出ダムの貯水を右岸の下流に導水して

上平村内に水田を町歩、畑を町歩を灌漑する計畫が既に実行に移され、昭和27年の晩秋にはさかんに水路建造工事が行われていた。28年の春の稲の植付に間に合わせる豫定であつた。これが完成されれば上平村最大のなやみであつた主食を外部から買うことはいらなくなるとの事である。これによつて水没などで失われた耕地の補充は勿論、水没農家の移転先や二、三男の入植地も多少得られる。かくの如くダムの貯水を発電用を使用せずに、農業用に分与することは、村落社会に対する補償の一種である。なおこれとは別に、成出部落及び小白川部落でも、成出ダムから灌漑用水の分与をうける。(これらについては後に詳細に記述する。なお巻頭寫真5参照)

なお我国最大の送電線(超高压27万ボルト)の工事が昭和27年秋に関西電力の手によつて、成出発電所と富山県下新川郡の愛本発電所(黒部溪谷の入口)間(九〇軒)、及び成出と大阪府下の枚方変電所間(二五〇軒)に施行されていた。これは成出発電所で初めて出来た大変電所の設備で、黒部・庄川両水系の電力を関西に送電するもので、20数億円の巨費を投じて、高さ32米から50米の鉄塔一千基(成出・愛本間30基、成出・枚方間60基)を建設架線するもので、昭和28年1月に送電を開始する予定であつた。この超高压線の出現によつて、今までロスしていた約35千Kwの電力が浮びあがるとの事であるから、一大発電所が出来たと同様な効果があるわけである。昭和27年秋に我々が庄川地方を訪問した時には、この鉄塔建設の資材の運搬や鉄塔の建設作業に多忙をきわめていた。鉄塔敷地や送電線の通過地の買収や補償の問題もおこつていた。

成出から上流へ声倉・椿原・有家ヶ原を経て下田に至る間は、庄川本流沿岸中最も勾配の急な箇所、五千分の一乃至二分の一で、兩岸には高い絶壁がそびえ、以前は深い谷底に激流が飛沫をあげ、鬼気迫る場所でも、亦これらの集落は神秘的な位に静寂なしかし衰微した山村であつた。それが成出ダム建設以来狭長な湖が出現し、また椿原の工事のために昼間はしつきりなしに自動車音とガソリンの臭で、谷間は充滿するようになった。最も変化したのは椿原及び有家ヶ原の一帶である。ダムが築造されつつあるのは有家ヶ原の上

手の馬狩谷合流点直下、発電所(最大出力77千Kw)は旧椿原部落の下手、工事は目下佐藤工業株式会社の手で行われ、数千人の労働者が狭い山峡に入り込んでいる。機械工場、倉庫、事務所、宿舍、飯場、病院、劇場、それに衣料店、食料品店、呑み屋、雜貨店、冬を迎えるのスキー店、パチンコ屋まである「椿原銀座」まで出現している。谷間はダイナマイト、大きな土木機械、エンジンなどの音と岩屑や土ほこりで充滿している。椿原部落の全戸の移転や買収や、及びその補償問題は昭和27年次に大体解決した。

(5) 椿原から水源まで

(14頁及び10頁地図参照)

椿原のダムによる湛水湖の上端は、内ヶ戸及び下田を経て飯島部落の下手にまで達することとなつている。ダムの高さ66米、長さ27米、湛水面積10千平方米。しかし水没する箇所の大部分は人家のない深い峡谷であるため、補償の問題は少い。国鉄バスは下田まで来ているが、椿原の上手左岸の馬狩谷の橋が完成すれば、昭和28年春から国鉄バスは椿原を経て富山県を接続する。

飯島、鳩ヶ谷、荻町の一帯は、山が遠のき沿岸が広く開き、幾段もの河岸段丘が見事に発達して、水田が展開している。ここは白川村の中心で、鳩ヶ谷に白川村役場がある。ここから上流はまた峡谷地帯となる。処々にある小平担地に大牧、野谷、保木脇などの淋しい小部落がある。木谷と稗田は右岸のやや高い河岸段丘の上についでいる。平瀬附近に大白川(白山の東面から来る支流)から引水して自流式発電をしている発電所(最大出力11千Kw昭和7年完成)がある。平瀬は広い段丘の上にある大部落である。御母衣には大家族制で著名だつた遠山家がある。その宏壮な家屋は国宝的なものとなつている。御母衣から2軒余り上流の福島の地内に高いダムを建設して、御母衣地内に発電所(最大出力10千Kw)を造る計画が進められている。これは庄川流域最大の発電計画である。そればかりでなくこのダムが完成すると、下流の多くのダムの水の調整や発電量の増加が実現される。だがしかしこのダムの延長11軒、湛水面積30万平方メートルに及ぶ湛水による水没の被害はきわめて重大である。白川村では福島、秋町、尾神の2部落で40戸、耕地20町歩が水没す

るが、莊川村の被害はこれに数倍する。380戸、耕地150町歩が水没する。莊川村の水没部落は6個であるが、水没耕地面積は村の全耕地面積330町歩の過半を占め、然も之は莊川村の最良の部分なのである。この部分は峡谷状ではなく、高原地帯に上つていたので沿岸の山は低く、谷が開いて、広い平野が長く延び、そこを水田が占めている。人口は稠密であり、中野の様な古い歴史を有つた繁華な町もある。(水没民家総戸数360戸、その人員1800人、耕地150町歩)。そこで莊川村は全村をあげて、ダム建設反対運動をしている。(後記参照、及び巻頭寫真1、2参照)

以上のダム湛水の上端の近くに牧戸がある。交通上の要点で、国鉄バスはここから南西え野々俣を経て、美濃郡上の蛭ヶ野の高原え上り、急に長良川の水源地の谷を降つて、越美南線の北濃駅及び白鳥駅に連絡する。また高山市とを結ぶ街道を行くバスは、莊川村役場のある新淵や六厩を経て北東え行く。この方面は淋しい高原と山地の連続である。因に野々俣や六厩に発電計畫(

いづれも貯水池計画)があるが、なお調査の段階に過ぎない。
 (6) 利賀川及び百瀬川筋
 利賀川及び百瀬川筋は、利賀村の地内で、古来越中五ヶ山の中に属し、庄川地域の一部であるが、昭和27年度の我々の調査地域には含まれなかつた。しかし今後の電源開発についてはきわめて注目すべき地帯である。(上記庄川えの交通路の項参照)。

第二章

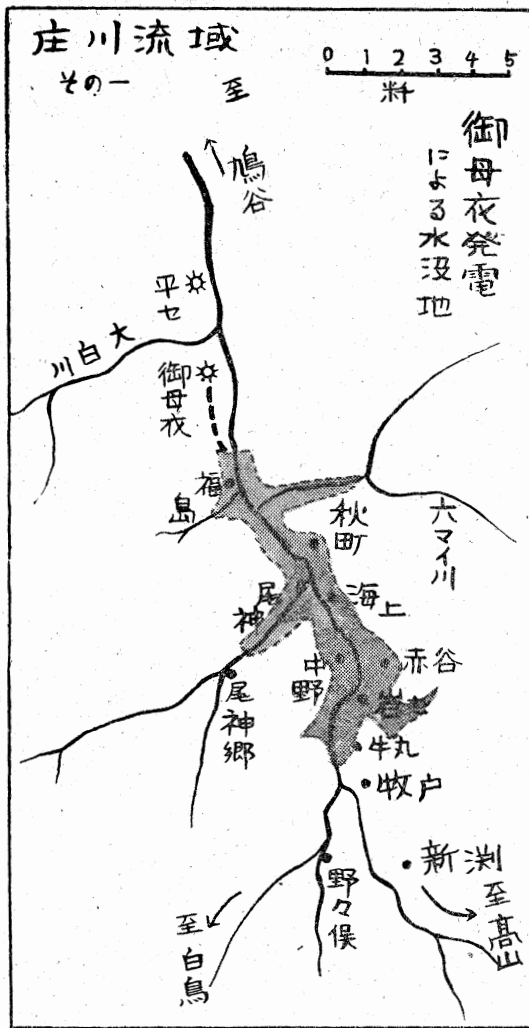
莊川村の概要と御母衣の発電事業による水没問題

莊川村の概要

庄川の最上流の地帯を占めている莊川村のことについては、既に多少記述した(庄川流域の地域の概観4—6頁、庄川流域えの交通路6頁、各地域的区分の解説9—10頁、参照)

莊川村は既に記したように、飛驒高原の高所にあつて、高原状の地貌を呈している。それで険しい山稜や深い峡谷よりも、むしろ浪状をした低い丘陵性の山がなだらかな傾斜をして起伏している箇所が多い。飛驒高原の深奥地帯でなくて、低い平野地方のへりの丘陵地帯にでも居るような錯覚すら起る。しかし打ち開いた谷合や、緩傾斜の山麓にある集落や耕地は、七百乃至千米の高度にある。少し歩けば白樺の純林の高原もある。したがつて気温は比較的低くて、夏は冷涼で、冬の寒気はきわめて厳しい。冬季の積雪は余り多くは

(縮尺二十万分一)



昭和 25.10.1. 国勢調査

世帯数	人口計	男	女	人口密度 1km ²
739	3,926	2,077	1,899	12.2
産業別人口				
	総数	%		
全産業	2,322	100		
農業	1,417	60.9		
林業	379	16.3		
製品工業	223	9.6		

ない。日本海に近い冬季深雪の飛越国境地方とは比較にならぬ位積雪量は少ないが、しかし寒気がきびしいため春の融雪や解氷は遅い。他地方からの旅行者には、庄川のもとと下流の白川村や越中五ヶ山の方が深山幽谷にかこまれた僻地の山村のような印象をうける。しかし庄川村の人には、白川村の方が遙に温暖で、地味もよく、作柄もよくて、浦山しく思えるのである。昭和26年の米の作付面積一四五九反、実收高一八九七石、反当收穫高は一・三石にすぎない。

産業別人口の過半は農業従事者であるが、その又過半は婦女子である。主要農産物は米、雑穀70石、馬鈴薯20千貫、大根15千貫。桑畑は一三二反養蚕戸数一二四、マユ生産高一二五貫(その90%は夏秋蚕)である。(数字は昭和26年度)

ところが生産金額の最大は林産物である。これは地域の大部分が森林でおおわれていることから当然である。(用材48千石、薪炭材42千石、木炭40千俵)。また工産物の殆んどすべては製材類で、この点もこの山村の性格をよく示している。以前は庄川村の木材は、庄川を流送して富山県の青島に出されたのだが、祖山及び小牧にダムが建設された後にこれは廃止された。白川村及び庄川村からの流材を廃止した代償として、上記の電力会社は、白川村鳩谷と美濃白鳥間に自動車の通れる道路を作った。これは所謂「百万円道路」と称せられるもので昭和9年頃完成し、国有鉄道のパスもこの道路に開設された。現在白川村、庄川村の林産物が出されるのもこの道路である。因に白鳥町は奥地木材の集散地であるが、昭和27年に新に2千坪の貯木場を駅附近に設置する計畫が立てられた。

水資源の開発に伴う補償問題

昭和 26. 生産品

	千円
農畜	10,830.
産産	1,268.
産産	26,958.
産産	3,484.
産産	5,885.
合計	48,427.

御母衣の発電事業による水没問題

庄川村で最も人口が多く、集落が近接して集まっているのは、新淵附近から下流の白川村境の地域である。ところがこの地域の大部分が、上記の如く御母衣の発電のダムのために水没しようとするのであるから、人々の驚きは非常なものである。福島地内に建設される高さ約1100mのダムによつて、等高線約1100m以下の本支流の谷間が水没する。(五万分一地形図白山参照)。海上、中野、赤谷、岩瀬、滝、尾上郷などでは水田は全滅する。開拓団は満洲から引揚げた庄川村及び清見村出身者などであるが、牧戸の下手、牛丸の上段のものは水没しない。とりわけ町家の並んでいる中野の被害はひどい。反対運動の中心地も中野である。

水没地の地元では昭和27年6月23日に、中野の光輪寺で「ダム式

大字別水没戸数

大字	水没戸数	全戸
白川村	18	61
福島	61	101
尾神及び秋町	31	19
海野	19	13
中赤岩滝	13	2
赤岩滝	2	
開拓団郷		
尾上		

十一

発電工事絶体反対地元住民大会」を開き、参加人員一〇〇名、次に引用する
 ような宣言、決議及び荘川村長宛の陳情書を可決した。

陳情書 (写し)

近時各方面よりの報導によれば、岐阜県大野郡白川村大字福島に高堰堤
 (高さ百九米と聞く)を築造し、同村大字御母衣に発電所を建設する計画
 ある由にて、その湛水の及ぼすところ大野郡荘川村大字牧戸地内まで延々
 十一軒余(即ち白川・荘川の両村に跨り、九ヶ大字に及ぶ)、埋没される
 民家二百数十戸、耕地百五十余町歩に亘ると聞きます。万一之が実現され
 るにおいては、関係区域住民千八百余名が、安住の地を求めて路頭に迷う
 外なき事態に立ち至るべく、住民はその噂の確実性を帯ぶに従い、益々不
 安を募らせ、夜もおちおち眠られぬ状態にあります。

関係区内荘川村大字中野の村立中野中・小学校、白川村大字尾神の平
 瀬小学校秋分校ともに、現在二千五百余万円の巨費を投じて新築工事中
 であります。住民の不安が募るに従い、工事の進捗にも重大なる影響を
 及ぼしており、危険でしかも不自由な廊下教室等で、新校舎の竣工を一日
 千秋の想で待ちわびる児童生徒の上に思いを馳せる時、その教育上に及ぼ
 す影響は蓋し重大なるものがあります。又荘川村大字中野地内の史跡「光
 耀山照蓮寺」俗に中野御坊と称し永正年中(四百五十年前)の建立、とい
 う国宝的建造物(建武元年三月鑄造の梵鐘あり、開基八十二代御鳥羽天皇
 第十二皇子嘉念坊善俊)、及び大字牛丸地内「ジュラ紀化石」二枚貝、菊
 貝(学名アンモナイト)等の天然記念物もあるも、あたかも貴重な史跡、文化
 資料を水底に没する事になります。この関係地区は、以前は極めて耕地少
 なく、貧農者が多かつたのであります。近年国や県の指導と助成により、
 耕地整理組合(関係地区内に三ヶ組合あり)が巨額の工費を以つて延長八
 軒に亘る揚水路を開き、四十六町歩余りの美田を開墾し、又小開墾事
 業によつて五町歩余りの開田をして耕地を増し、採草地、薪炭を取る山林に
 も恵まれ、現在他に比類のない安楽土として住みうる所となつたのであり

ます。

ここに於て万が一にもかくの如き事態が実現されるにおいては、住民の
 多数は純朴なる農業者なるため、生活様式の切替等に対する智識もなき故
 その大半は無産者となつて、生活困窮者を激増することは想像に難くあり
 ません。なお祖先以来円満に部落や村を形成してきた墳墓の地を、各戸別
 々に或は一族の中でも止むなく四散しなければならぬような破目に陥る
 は必定でありまして、斯の如きことは、我々住民の到底忍び得ないところ
 であります。

ここに於て私共は、関係地区内住民大会を開いて、別紙の如く之が施設
 に絶対反対を議決した次第で御座います。何卒右の情状篤く御賢察の上、
 発電工事は、工事の実施によつて犠牲者を出さない水路式工事によつて施
 行すべく、特段の御高配賜りますよう、伏して御願ひ申上ます。

昭和二十七年六月二十三日

岐阜県大野郡荘川村

関係地区住民代表

柳 場 松 吉
 他 五 名

岐阜県大野郡白川村

関係地区住民代表

中 谷 悦 造
 他 三 名

荘川村長 下 田 正 男 殿

宣 言

本大会は、高堰堤式発電工事を起し、我々多数住民が祖先代々より子孫
 が住むべき墳墓の地を去り一家離散せねばならぬ等、我々の生活権を奪う
 が如き工事の起工については絶体反対す。

昭和二十七年六月二十三日

御母衣発電工事関係地区住民大会

決議

我々關係地区住民は、高堰堤式発電工事を起し、従来我々が和合して部落及び村を形成して生活し来たりし者が、将来の生活に不安を抱きて離散せねばならぬ事となるが如き施設に対しては、その利害の多少に不拘一致団結して飽迄も反対して所期の目的達成に邁進する。

右決議す

昭和二十七年六月二十三日

御母衣発電工事關係地区住民大会

その後反対運動は、日を経るに従つて激烈となり、莊川村全村の問題となつて、七月十九日には莊川村長下田正男、全村議会議長田下清、兩人の名義で上記の陳情書と大体同様の趣旨内容の請願書を、運輸省電力委員会委員長宛に提出した。八月十九日には武藤岐阜県知事に面接して村長、村議会議長反対運動委員会委員長などから、ダムの水利権を許可しないよう陳情した。

莊川村の水没問題の最大の難点は、水没農家の今後の生活問題である。上記の請願書中に述べているように純朴な山村の農民であるだけに、他地方に赴いて他の職業に転ずるといふようなことはきわめて困難である。「五反百姓でも農地があれば細々ながら永久に生活が出来るのであるが、大地を失つた農民は陸上のカツバも同様で、到底生活は出来得ない……」（上記請願書）のである。従前の水没補償の事例に於ては、かかる場合にも、電力会社などは、比較的高額（平素から現金収入の少ない山村農民の眼から見て）の金額を与えて、あとは放置する場合が多い。しかしかくの如き金額でも他地方に替地を買い求め、住宅を建設し、営農を開始し、生活が安定するまでの資金としては、実際には不足勝ちなのである。仮に金額が十分であるとしても、個人農家としてかかることを実行することは非常に困難である。従来多くの事例は交付された金額をば、堅実な新生活の設計をば待たずして雲霧の如く消失して仕舞つたことが余りに多い。（富山県の実例でも有峰盆地の場合、小牧及び祖山ダムの場合）。氣候的にも、地形的にも、地味の上からも、農業には

不利な莊川村内や白川村内に於て水没地に代るところの新しい農耕地を開拓することは非常にむづかしい。従つて農業を引きつゞき希望する農民に対しては、その替地は岐阜県、富山県もしくは国の政府に於て、他にこれを求めてあつせんするのは勿論、新移住地に於て生活が安定し自立しうるに至るまで、十分の指導援助をすべきである。かくの如く生存権を尊重する思想の上に、水没者の生活権を十分に擁護する限度まで補償しなければならぬという主張が、最近漸く各方面に唱えられるようになった。勿論これは水没農家に対して所謂「現物補償」を行う場合のみでなく、その他の生業に従事する者、例えば大字中野の商業者や、その他の業者に対しても、同一の原則が貫かれなければならない。

莊川村の御母衣発電による水没問題に関しては、会社側も、岐阜県も、政府も何等の責任ある発言をせず、まして補償問題については、一切觸れることを避けているのである。他方電力会社等による調査は進捗し、（我々が十一月初に現地視察をしていた時には、福島地内のダム建設予定地で、ボーリングが行われていた）、電力委員会では実施案が論議され、建設資金の調達についても政府は考慮（米国よりの資金導入など）しているのであつた。従つて何等の事情もきかされず、また何等の意見も求められない水没地の住民にとつては、恰も自然の不可抗力のような強大な圧力を以つて刻一刻と自己の生存が水底下に没入する時間が近ずきつつあり、それに対する救済の声は何処からもあがらない、という状態に置かれていたのである。これ程残忍無慈悲なことがあるだろうか。彼等はただ絶対反対を絶叫しているより他に仕方がないのである。我々が水没豫定地帯を訪れた時には、各部落の殆んど全戸の入口には「ダム建設絶対反対」の小紙片が貼られ、また各部落の入口や中心には街路を横断して頭上に「ダム建設絶対反対」と大書された布地などが掲げられてあつた。国や地方の政治の無策、貧困、空白、無情を、かかる事態以上に人々に感じさせる場合は、殆んどないであろう。もしかかかる状態がなおもつづくならば、純朴な山村の人々は自棄的な行動に出るか、悪らつた政治家や利権ボスに利用される運命をたどるであろう。これの顯著な先は例

約三十年前頃に庄川の downstream で十分に経験した以後、なおもあちこちで、繰り返しているのである。かかる不幸なる事態を避けるためには、住民が訴えることの出来る機関、住民に対して親切心のある相談機関、住民、電力会社、中央及び地方政府などが諮問し、またこれらに対して勧告、助言、或は調停などを行うことの出来る公正な且つ権威のある機関、が速に設置されることが望ましい。(前掲2頁「水資源の開発等に伴う補償處理に関する勧告」、特に「調査調整機関の確立」の項参照)。

第三章

庄川流域 その二 白川村、上平村

(縮尺 = 十万分の一)



白川村の概要と椿原の発電事業に伴う 補償問題

白川村の概要

白川村の地域は、険峻な山岳と深い峡谷とが相並んで、恰も大浪がおしよせているように凸凹のはげしい地貌である。西側には白山々脈があり、白山火山の主峰御前峰二七〇二米その他の高峰が群り、それから北えは妙法山、野谷莊司山、笈ヶ岳などの流紋岩類の一七〇〇—一八〇〇米の険しい山嶺が連らなっている。村の東部に於ても一五〇〇—一八〇〇米の峻峰が並んでいる。

世帯数	人口計	男	女	人口密度 1Km ²
653	3824	2076	1748	10.7
産業別人口				
	総数	%	総数	%
全産業	1827	100		
農業	1316	72.1	建設工業	106 5.6
林業	95	5.2	製造業	75 4.1

その中を庄川の本流が南から北へ深い峡谷を作っている。高原性の庄川村地内ではゆるやかに流れていた庄川は、白川村に入ると大部分の処では急勾配の激流をなして流れている。それだけ地表の侵蝕は激しいのである。庄川村の役場所在地の新淵は海拔337米であるが、白川村の役場所在地鳩谷では308米に下っている。

このような地形であるから、白川村では集落や耕地に場所を提供する平坦面はきわめて乏しい。殆んどすべての集落は庄川本流の谷の中の河岸段丘の上のついている。三、四の小さな貧しい部落が支流の谷にある。

白川村のかかる地形や居住の状態は、この電力資源の開発に際しているような特殊な問題をもたらしているのである。

村の総面積は、庄川村の331平方杆に対して白川村はもつと広く392平方杆で、しかも白川村の方が人口がやや少ない。

産業別人口の大部分は、白川村でも農業従事者である。耕地は田133町、畑58町、果樹園2町、その他の耕地(焼畑など)167町で、主要農産物は米176石、反当收穫高1.5石、大豆89石、ヒエ41石、アワ24石、馬鈴薯14千貫、などである。白川村で注目すべきことは、焼畑などの多いことでヒエ收穫面積116町、アワ60町、ソバ10町などの大部分は焼畑などで作る。水田の大拡張は庄川でも白川でも五ヶ山でも新しいことで、五ヶ山や白川では以前は粟やヒエを多く食べたものである。五ヶ山では最近では米食が主になつてしま

つた。それは米の配給制度と及び電力工事などで現金収入が増加したためである。因に白川村では米の供出実績169石に対して、配給実績1416石である。次に養蚕戸数は331戸、桑園面積197町、ヒエ生産高1618貫(90%以上は春

水資源の開発に伴う補償問題

蚕)で、庄川村よりも盛んである。養蚕は後記の如く、明治以前の古い時代以来白川村のきわめて重要な産業だったのである。

林産物は立木伐採の石数で用材針葉樹17千石、潤葉樹8千石、薪材4千石、薪炭原木22千石、(木炭48万石)が主要なものである。山岳地帯であるにかかわらず林産物は比較的少い。庄川村に比べて約二分の一である。水産物の生産高(河川の漁獲高)は役場の統計では僅少にすぎない。注目されているのはモリブデンの鉸山で住友鉱業が経営しているが、なお創業時代である。製造業として著しいものは、製材や木工業であるが、なお農家副業のワラ工品もある。(以上の数字は昭和26年度)

白川村の過去の生活と産業

学界に著名な白川村の大家族制が、近い時代まで残っていた地域として白川郷や大家族制の起原について、ずいぶん多くの研究が行われたが、古い時代のことは殆んどわかつていない。

「白川郷は和名抄の大野郡大原郷の内なるべし」(妻太後風土記)と想像されているが、和名抄から二百数十年後の安元二年(西暦1174年)の記録玉葉の中に白川郷の名が現われている。これは平家滅亡に先づ時代である。五ヶ山と同様に白川にも平家の敗残武士がかくれたという伝説がある。しかし確證はあがっていない。源平の合戦の後数十年たつてからは、親らん上人の弟子の嘉念坊善俊に関連して白川の名は頻繁に文献(飛騨真宗史年表など)に現われる。後鳥羽天皇の皇子と伝えられる善俊は、宝治年中(1257或は1258年)白川郷に來住、真宗の布教に従事され、文永二年(1265年)に鳩谷に一寺を創立された。その後第十七世嘉念坊明心永正元年(1509年)今の庄川村中野に寺院を移築し照蓮寺と改称した。足利義政將軍の時代の寛正の初期から天文十三年(1544年)までの約20年間は内島氏が白川郷一円に勢力を振つた。内島氏は一時は越中の礪波平野の一部までも押領したことがあつた。天正十三年(1585年)十一月二十九日に庄川筋に大地震があり各地に大山崩がおこり白川では保木脇の帰雲城が一夜に埋没し、五ヶ山や礪波平野の部落でも大被

白川村戸数及び人口

大字別	延享3年 (1746)	嘉永6年 (1853)	明治9年 (1876)			昭和10年 (1935)	
			戸数	戸数	人員	平均 戸員	戸数
中切	尾福	8	6	7	70	10.0	14
	神島	2	2	2	23	11.5	6
	牧長	2	2	2	32	16.0	8
	瀨衣	14	13	14	206	14.7	19
	母衣	5	4	4	84	21.0	6
	平瀬	7	7	7	129	18.4	39
	木谷	6	7	7	142	20.3	9
計	44	41	43	686	15.9	101	
大郷	保木	5	6	6	50	8.3	11
	脇谷	3	3	4	29	7.3	8
	大牧	14	12	16	121	7.6	26
	荻町	52	80	99	697	7.0	154
	島	1	6	9	65	7.2	10
	牛首	2	5	8	54	6.8	11
	鳩谷	14	18	21	113	5.4	44
	飯島	52	49	55	396	7.2	74
	大窪	2	2	2	17	8.5	3
	馬狩	8	8	8	73	9.1	10
計	153	189	228	1615	7.0	351	
山家	内ケ	2	3	3	38	12.7	5
	加須	6	6	8	91	11.4	7
	棒原	5	5	5	59	11.8	9
	有家	3	3	3	48	16.0	6
	芦倉	4	5	5	71	14.2	5
	小白	15	9	8	86	10.8	17
計	35	31	32	393	12.2	49	
總数	232	261	303	2691	8.9	501	

(小山隆氏論文2より引用)

害があつた。天正十四年から元禄五年(1692年)までは飛驒一円は金森氏の所領であつた。元禄五年金森氏の出羽移封以後明治維新まで飛驒一円は幕府の直轄地となり、高山に代官がおかれ、白川郷もその支配下にあつた。以上きわめて簡単な編年史的敘述からでも、外部からの交通の不便な山間僻地の白川郷も、必ずしも常に外部から隔離されていなかつた事がわかる。戦国時代争覇の余波はここにも及んだし、殊に飛驒真宗の上では白川郷は重要な位置を占めていた。天正十六年(1588年)には中野の照蓮寺は金森氏の城下高山に移され、飛驒国浄土真宗の本山となつたのであるが、その末寺は

飛驒一円に及び、白川郷にも数多くあつた。また白川郷内に於ける照蓮寺領は十六ヶ村(300石(元禄十年))もあつたことがある。この様なわけで寺院關係を伸介とする外部との交渉もかなり頻繁にあつたと想像していいであろう。さて白川郷の生活や産業はどうであつたか。白川郷は明治以前は、現在の白川村と荘川村を包含していたことは既に記したが、現在の白川村の地域は中切、大郷、山家の3地域に区分されていた。この3地域区分の名称は、今日でも用いられており、なおまた今日の白川村を觀察する場合にもこの3地域はそれぞれの特徴を有つている。

最南部の中切地方は荘川村に隣接した部分で、荘川村では法かつた谷合がようやく狹まり、兩岸の山も険峻となつてくる。そして平瀬附近を除いては沿岸の平地は狭少である。所謂白川村の大家族制は主として中切地方に存在したのである。中切の大郷地方は保木脇から大牧の北方までは峡谷状でしかも険峻な山が威圧的に迫つてゐる。しかし萩町からは谷がうち開いて幾段もの広い段丘が発達し、水田が展開し、険わしい山は遠のいてゐる。そして萩町、鳩谷、飯島のような大部落もここにある。因に牛首、大窪、馬狩のような支谷にある部落も大郷地方に含まれてゐる。北部の山家地方はまた峡谷状で、淋しい小部落が谷の中の小さな平坦面上にのつてゐるのである。

白川村戸数(世帯数)及び人口

	戸数 (世帯数)	人口
明治 9年	303	2694
〃 30年	355	3024
〃 40年	395	2746
大正 1年	412	2915
〃 6年	434	2874
〃 11年	465	2816
昭和 2年	475	2863
〃 7年	499	3129
〃 10年	501	2976
〃 15年		2873
〃 23年	619	3519
〃 25年	653	3824

(昭和10年までは前掲小山隆氏論文より引用、それ以後は国勢調査)

山家地方の中で加須良だけは小さい支谷の中にあつて、近接した越中の桂部落と親密な交際をしている。因に山家地方の大部分の部落は、中切地方の大家族制に類似した家族構成を有つていた点で注目されていた。上掲の白川村の戸数及び人口の表から注目すべき点は、(イ)全般的に戸数の僅小な小部落である。例外的に戸数の多いのは萩町、飯島で、鳩谷、平瀬、大牧などがこれに次ぐ。これらの中には本部落とは別に離れた小字の部落を含んでいるものもある。(ロ)明治初期に於て中切地方及び山家地方に於て所謂大家族制がなおあつたのであるが、このことが数字の上にも現われている。(ハ)各部落の戸数の変化は延享三年と嘉永六年との百余年間に僅小であるが、明治の初期に土地の分割や分家の許容がある程度緩和されたために、大郷などには、戸数がかなり増加した部落がある。

因に明治の初期以後に、白川村全体としての戸数や人口にどのような変化がおこつたかを別表で見ると、戸数は漸次増加している。(昭和10・15年は世帯数)。それにもかかわらず人口数は、昭和15年までは明治初期と大差がないのにむしろ驚ろく。(これは一面に於て大家族制の崩壊過程を示す)。またこれは人口の自然増加が少い為ではなくして、村内の人口がいろいろな意味で

白川郷内各地区主要物産生産高(明治初年)

	莊川村	白川村		
		中切	大郷	山家
米	石 283.0	石 20.7	石 329.8	石 15.5
一戸平均	1.2	0.5	1.8	0.5
稗	石 3842.5	石 319.0	石 354.6	石 228.2
一戸平均	12.7	7.8	1.9	7.4
マユ	貫 1113.0	貫 862.8	貫 2223.8	貫 1051.6
一戸平均	3.6	21.0	11.8	33.9

(前掲小山隆氏論文より引用)

も屢々記述されており、京都方面では白川糸の名で歓迎されていたことである。各家でマユから糸にひいて出していた。安政四年の記録(大野郡史中巻)によれば中切地方では家毎に10-20貫の糸をとつていた。(50-100)両の収入に当る)。(中切地方及び山家地方は、焼畑の稗や山地の桑畑・養蚕・糸ひきというような伸縮性に富んだ産業に多く従事していた。かかる産業がある場合には、一家内の人数が多くなつても、これらを養うことは可能であろう。或はむしろ多人数を喜ぶかもしれない。小山隆氏はこの点とこれらの地方に於ける大家族制との関連を重視されている。但し伸縮性のないきわめて限定的な産業に従事する場合でも、部落の戸数を極度に制限して、大家族制を強制することは不可能ではない。この場合にはかかる強制的根拠が問題となる。因に隣接する越中五ヶ山でも旧い時代から

既に飽和点に達していたので増加人口が後記の如く外部に流出していたと解していると思う。

旧時代の白川郷の産業を詳細に知ることは出来ないが、明治初年に編纂された斐太後風土記にその当時の産業に関する詳細な記事がある。別掲の表はこれに基くものである。三大重要産物は米、稗、マユであるが、米は平地に恵まれた大郷と莊川に多く、中切と山家には乏しい。これに反して稗は中切、山家及び莊川に於て主食として特に重要であつた。換金の産物たるマユの生産は白川、とりわけ中切、山家に於て、特に盛大であつた。白川のマユのことは文献に

養蚕・製絲は盛んであつた。また稗や粟を多く食べた。白川村からの人口の流出について小山隆氏(論文(2)参照)が詳細に記述しておられるので、それから引用する。(1)永久的移住としては明治中頃から増加し、行先は高山に最も多く、北海道移住者がこれに次ぐ。高山別院傍の鉄砲町の如きは大部分が白川出身者であると。(2)一時的な出者様は例えは昭和10年の総数187人、別掲の如き内容である。

白川村出稼男女職業別人員 (昭和10年)

職業別	男	女	計
工業	18	32	50
土木建築業	3	—	3
商業	13	2	15
林業	21	—	21
戸内使用人	15	41	56
雑業	35	7	42
計	105	82	187

白川村出稼男女道府県別 (昭和10年)

道府県	男	女	計
岐阜	40	24	64
愛知	18	12	30
石川	6	21	27
大垣	7	7	14
東海	11	2	13
富山	—	11	11
福井	11	—	11
京都	7	—	7
大阪	1	3	4
奈良	3	—	3
和歌山	—	2	2
計	105	82	187

(前掲小山隆氏の論文より引用)

白川の出稼者につ

いて注目すべき点は(イ)出稼者の職業について第一位は戸内使用人、殊に女子の女中奉行に出る者第二位は工業に出る者である。(ロ)行先地について県内が最多数、愛知及び石川がこれに次ぐ。

外部への移住及び出稼が盛んとなるにつれて、女子の通婚範囲が拡大した。明治中期には大部分が村内婚であつたが、昭和の前期には女子の過半が村外に(村外婚のまた過半が県外に)婚していた。但し村民の家庭に来る

者は依然として大部分が村の女子である。女子の村外への出婚は、恰も男子の村外転出と併行する現象なのである。

今から十数年前、当時高岡高等商業学校に勤務していた小山隆、正木隆次郎両氏と小寺は数ヶ年に亘つて庄川筋の村落社会の共同調査を行った。この地域に於ける家族制度とりわけ白川村の大家族制は当時もまたその後も小山氏が心血をそそいだ研究題目であつた。上に記述した「白川村の過去の生活と産業」に使用した資料は殆んどすべて下掲の小山氏論文(2)から引用させて頂いた。

白川村に関する主要文献

- 1、小山隆(1)越中五ヶ山及び飛騨白川地方に於ける家族構成の研究「高岡高商研究論集」第六卷第二号
- 2、同(2)山間集落と家族構成—飛騨白川村を中心として—日本社会学会年報「社会学」第四輯
- 3、江馬三枝子 白川村の大家族
- 4、雑誌「ひだびと」
- 5、岡村利平 飛騨山川
- 6、川口孫治郎 飛騨の白川村
- 7、岐阜県飛騨大野郡史上、中、下、

多少長すぎる位に、白川郷の過去の生活と産業について記述した。明治以後、殊に最近の昭和時代以後庄川村や白川村は大きな変革を上げて来ていることについても敘述した。今後庄川筋の電源開発に伴つて、これらの地域の生活様式や社会構造、産業構造などに一層はげしい変化が起こるであろう。だがしかし歴史の重荷、旧時代の社会生活を規律したいろいろな社会形態は全部が廃止されることは容易ではない。

かつて七戸の大家族を維持した平瀬は、今や63世帯の大部落となつた(昭和5年、部落内分家18以外に、発電所関係の者などが多数入つていた)。しかしその広大な山や田畑は今でも嚴重に七戸によつて独占されている。(小山氏論文(2)参照)。

新しい社会形態はいつもそれに先行する社会形態から生れ発展する。我々が過去を研究する必要はここにある。電源開発に伴う補償問題も、その地域

の過去の伝統を無視することが出来ない。

椿原の発電事業に伴う補償問題

椿原部落

椿原の部落は、有家ヶ原と芦倉との中間にある。有家ヶ原と芦倉の部落が庄川の右岸のきり立つた絶壁の段丘上についでいるのに対して、椿原の部落は左岸の低い河岸段丘の上、県道の白川街道沿いにある。部落の直上と及びやや上手に一層高い段丘がある。以前はそこは畑となつていたが、発電工事が始まつてからは、この畑はつぶれて関西電力の建設事務所や宿舎、倉庫、その他の施設が置かれ、部落の周囲や街道一帯は一層ひどく変化した。部落の下手に発電所の工事が開始され、部落の中や上手には商店が出来、「椿原銀座」が現われ（富山県内の城端、新川方面、高岡市、石川県内の金沢、松任などから来ている）、飯場の群が列んだ。それから上流の有家ヶ原の対岸から馬狩谷合流点にかけての地帯は、ダム建設の現場だけになつた。騒々しい。人間と土木機械とセメントや鉄材などの建設資材と岩層だらけである。（昭和27年秋。なお巻頭写真参照）。

昭和27年1月初に工事が始まる前には、椿原には民家9軒と小・中学校の分教場一つ（先生1人）があつた。ここには水田がなく、粟、ヒエ、大豆、野菜などを作り、また桑畑もあつて養蚕をやつていた。主食は配給の米と雑穀との混食をやつていた。仕事は農耕、養蚕以外に、以前は炭焼きもやつていた。また流材もこの辺で行われ、附近の芦倉谷から木材を伐り出した。然し部落の人は流材には関係しなかつた。椿原の工事が魚類に大きな被害を与えたといつて庄川村の人は補償問題でやかましかつたが、椿原の人は没交渉だった。成出などの発電工事が始まつてからは、椿原の人でその工事に出る人もいた。家族が高山や金沢に移住した家、また家族の者が他地方に出稼に出る家などもある。既に記した白川村全体を通じての諸特徴をば、この小さい部落も有つてゐる。宗教は浄土真宗で小寺院（念仏道場）が一つある。これは部落の一員（古瀬至常氏、道場守）の私有物のようなものである。この点も

水資源の開発に伴う補償問題

白川村の他部落や五ヶ山全体とも共通である。

発電事業に伴う補償問題の経過

(一)

昭和5年に小牧及び祖山のダムが完成して発電を開始してから、祖山の発電事業を経営していた昭和電力株式会社は、引きつづいて庄川筋に更にいくつかの発電事業を計画した。他方昭和初期の農村恐慌時代以来疲弊のドン底にあつた上平村や白川村では、電力開発によつて村の経済を立て直し生活の向上を計るために、「電力誘致委員」を設けて発電と誘致交渉をした。上平村の小原、成出、白川村の椿原、鳩谷（これはダム式ではなく自流式の計画であつた）などで発電する計画が立てられ、用地や施設や家屋などの補償、買収、移転などの交渉が開始された。上平村及び白川村の電力開発に伴う補償問題は、この時から始まつたのである。基本的な交渉が成立したのは昭和11、12、13年である。

土地の買収では昭和11—13年に小原関係10万余坪、成出関係10万余坪、椿原関係10万余坪、飯島3万坪、その他鳩谷、荻町、大牧、木谷、平瀬などでも土地買収を行つた。買収や補償に関する価格その他の諸事項の基本線は地元の電力誘致委員と会社との間で決定した。そして個々の交渉については、会社側と地元部落民と、それに綿貫栄氏が仲介者として参加した。綿貫氏は小牧、祖山のダム問題以来、庄川筋に於ける電力会社関係の買収や補償の問題に、現在に至るまで多く関与している。因に綿貫氏は五ヶ山、白川の庄川筋の各地に於て山林などを所有しているので、被補償当事者となる場合も多い。或は地元部落民が被買収土地を一旦綿貫氏に譲渡し、綿貫氏から会社が買収するという形式をとつた場合もある。兎に角庄川筋に於ける補償問題の解決については綿貫氏は非常な勢力を有つてゐる。

当時土地買収価格の基本的なものとして協定されたのは、山林坪54銭、畑坪2円、宅地（上）（住宅あるもの）坪10円、宅地（下）（名儀のみで住宅なきもの）坪7円であつた。家屋の移転費としては、上、中、下の三級に分け、上は一棟3000円、平均一棟1500円程度。墓は一基石積みもの150円、磨いであるもの300円。慰安費一戸当り500—2000円（之は家格により差異を設けた）。

部落の神社で水没するものは、会社で新しい社殿を造る。この見積額五、六千円。なお農道で水没するものは、新耕地に会社が作る。農道中水没等する部分は、道路用地を会社で買収し会社で施工する。因に河川の川床など(国有雑種地)の水没する部分は、国が決定した価額を会社が支払う。

以上は基準的な取極めであるが、当時に於いては白川村内の買収は、土地の買収が主であった。

戦争中に昭和電力は日本発送電株式会社に吸収され、すべては日発に引きつがれた。そして戦後更に庄川流域の電力関係の一切は関西電力株式会社に継承されて今日に至つた。因に白川村に於ける椿原よりもつと上流の買収地中、戦争中に発電計画の実施が中止されたため、ある部分を会社が元の所有者に無償で耕作を許していた所があつた。それが戦後の農地制度改革の際に「不在地主の耕地」として強制買収されたものがある。

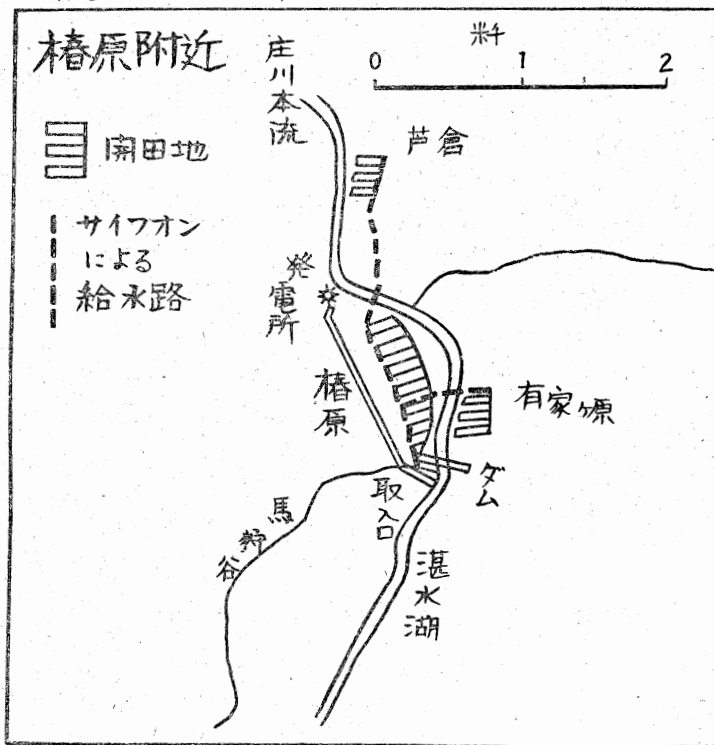
椿原の発電事業に伴う補償問題は、昭和12年の前後以後は久しく何事もなかつたのであるが、いよいよ工事が実施されることとなつたので、昭和26年秋以来更に解決を要する多くの問題が起つた。

発電事業に伴う補償問題の経過 (二)

椿原の発電工事をいよいよ開始しようとするに際して、十数年前の昭和電力時代に椿原地区に於て既に買収を了した土地以外に、更に追加的に畑地や山林を買収したり、或は工事上の必要のため借地したりする必要を、会社(関西電力)は感じた。但椿原部落の九戸はダムの下方にあるので、浸水する事はありえないから移転することはいらない、というのが会社側の見解であつた。然しながら部落側は、部落の位置が川岸に近い比較的低地にあり、曾つて昭和9年に庄川流域をおそつた大洪水の際には水がつきそうになつたこともあるので、洪水の場合の成出ダムの湛水面の水位上昇のことも考えて、

(部落のある処は、成出ダムの湛水終端に近い) 極力移転の必要を強調した。事実部落のすぐ傍に発電所の建設工事が始まつたりすれば、部落自体もまた部落の諸施設も大きな影響をこうむるので、会社側も遂に部落全部を移転させる

(縮尺五万分一)



ことに同意した。

椿原のダム並に発電所の建設について、地元の椿原(9戸)、有家ヶ原(8戸)、内ヶ戸(2戸)の三部落民と関西電力との間に基本的な了解が成立したのは昭和26年12月であつた。協定された覚書の要旨は次の如くである。

(因に覚書には立會者として綿貫栄氏が参加している)。

(甲) 部落側の要求に対して、

(イ) 椿原部落の建物移転については会社側の責任で行う。

(ロ) 会社側は発電

工事完成後、椿原字ヤツ下及び小坂地内に4町5反歩の開田に必要な幹線用水路の設

置と水田開墾助成金を椿原部落に交付し、開田は椿原部落側の責任に於て行う。(ハ)

椿原及び有家ヶ原部落への電燈供給に関して会社側は援助する。

(乙)会社側の要求に対して、

(イ) 部落側は会社の事業運営に支障なき様協力する。(ロ) 部落側は椿原発電所建設に関して必要な用地の売渡、又は貸地を承諾する。(ハ) 椿原発電所建設について一切の工事に支障なき様部落側は協力する。但会社側は該工事施工に際し部落側に迷惑とならざる様努力する。(ニ) この覚書交換後は、会社側は何時工事に着手するも部落側は異議を唱えない。

椿原ばかりでなく、有家ヶ原部落の者もこの覚書の当事者となつてゐる理由は、ダム的一端は有家ヶ原地内に造られるばかりでなく、同地内の一部が湛水内に入るし、またセメントや骨材(砂や砂利)の置場、索道の塔や鉄索も地内に設けられた。工事関係者は一時有家ヶ原の民家に下宿もした。又その後同地内に労働者の飯場なども多く建てられたのである。それで5、6町の土地の買収や借地も必要だつた。そのような事に対する補償の一部として、別の契約で会社側は有家ヶ原部落に対して、新に1町歩余りの開田のために椿原の開田地への幹線用水路から分水してサイフォンで川を渡つて、給水する工事をする事となつた。因に有家ヶ原は部落の上方の山腹の平坦面に以前から15反程の水田を有つてゐる。

上記の覚書中にある椿原に於ける45反の開田は同部落にとつて極めて有利である。これまで全然水田がなく、また貧窮甚しかつたのが、今後は米の自給も出来るからである。なお上記覚書に参加してはいないが、芦倉部落でも椿原幹線用水路から分水をうけて、更に2町歩程開田する計画である。芦倉は現在約1町歩の水田を有つてゐる。(別掲「椿原附近」地図参照)。有家ヶ原も芦倉もダムの建設資材運搬の鉄索以外に、既述の成出―牧方間の超高圧の送電線が通過している。送電線の鉄塔の敷地(一基当り約30坪、傾斜地はより広い。山林の買収標準価格坪30円)は会社を買収する。鉄索の敷地は借地してゐる。

椿原の上流の内ヶ戸部落が、上記の覚書の当事者となつてゐる。内ヶ戸の部落はダムの湛水で水没はしないが、索道がこの地域を通過してゐる。之は

水資源の開発に伴う補償問題

下田部落附近の川原で採取してゐる砂や砂利の運搬に多く用いられてゐる。

上記の如く昭和26年12月に会社側と関係部落との間に、工事開始に関する基本的な了解が成立したが、年が明けて一月になると、深雪が地を覆うてゐるにもかかわらず、早速「突貫工事」が工事施行請負の佐藤工業会社によつて始められた。椿原部落の下手の発電所建設地点の周囲に於て、中、小学校分教場から10―60米の巨離の処で、ダイナマイトによる爆破作業が毎日数十回行われ、岩石は飛散落下し、学校校舎はそのつど震動し、学校の授業は中止し、教師も児童も厳寒の積雪中を転倒しながら、安全地帯に退避した。最初の工事は放水路の堀さくであつたが、二月下旬に入ると、学校にすぐ隣接した発電所建設地点の岩盤の発掘作業が始まつた。その爆破作業による危険は一層切迫し、工事開始旬日にして、学校給水用水源地は岩土の中に埋没断水し、また雪どけの校舎屋上に突然巨大な爆破岩石が落下して、屋根板を貫通した。三月上旬には学校を寺院(道場)本堂に移した。

(椿原分校教官佐名木氏の手記より引用)。

本格的な工事は雪解けの四月に入つてから始められた。会社の従業員、土木工事の労働者は勿論、その他の人々もおびただしい人数がこの山峡に入つて来た。工事がはじまつてみると、前記の分教場の場合も一例であるが、いろいろな点で部落民は、不安を感じまた会社側に対して不信の念を懐いた。約束とちがつて、畑の真中に索道の塔が建てられ、畑地にセメントがバラまかれて畑が不毛と化した。この問題と関連して、先に基本的な了解の出来た開田助成金の交付金を、坪当り300円として3年間に支払う契約が成立した。他方会社側は幾多の地点で更に追加買収や借地を必要とした。例えば水槽上部山林、馬狩谷の浸水地、工用索道建設用地の追加買収など。しかしながら椿原部落側は、最大の関心を有つてゐる部落移転に關連するいろいろな補償の細目を速に決定することを先決条件として、これら個々の買収等に應ずることを拒絶した。そして問題の解決は27年の春以来永引いて秋にまで持ちこされて来た。

椿原部落の移転に關連する補償の交渉は、ずいぶん難航したのであるが、始終綿貫栄氏が仲介者となり、ようやく九月になつて金沢市で綿貫氏立会の下に妥結した。その主要点を摘記する。

(1) 建物の移転費。椿原部落の全9戸中、7戸が村内の上手の街道沿いのやや高い平地に移転するのであるが(巻頭写真参照)、その住宅の移転費として会社がそれの所有者に交付する金額は、次の計算方法による。

(イ) 住宅階下坪当15千円。(ロ) 階上坪当10千円。(ハ) 板倉その他坪当7千円。

これによると例えば荒井恵信氏は174千円を受領する。7戸合計で(イ)住宅階下289坪、5905千円。(ロ)階上323坪、2180千円。(ハ)板倉など104坪、723千円、総金額8807千円となる。因に建物移転費を受領した者は、その建物は勿論自己の所有物で、それを新しい場所に再築するか否かは自由である。

(2) 建物買収費。椿原部落9戸中2戸は村外に移転する。村外移転者の建物は先ず一應部落内に移動する建物の移転費(1)のものと同様な数字を出し、更にその建物は会社の所有物となるのだから(会社は改造して合宿所に使用)その建物の残存の価格を評価して、これを移転費に加算する。かくして村外に出る二氏の建物買収費は合計2193千円となる。

(3) 慰籍料。(イ)部落内移転者7戸に対しては1戸当15万円。(ロ)村外移転者2戸に対しては1戸当25万円。慰籍料総計155万円。

(4) 墓地墓碑移転費。総額10万円(5基分)。

(5) 寺院(念仏道場)移転費。建物39坪、1095千円(会社の建築係の設計額通)他に供養費200千円。総計1295千円。

総計13,929,440千円。

(6) 給水設備は会社に於て別途設計施行する。また電灯設備は会社に於て施行する。

(7) 支払条件。(イ)村内移転分は、契約と同時に三分の一、昭和27年末までに三分の一、残三分の一は移転完了後に支払う。(ロ)村外移転分は、買収家屋引渡と同時に全額支拂う(慰籍料を含む)。

以上で椿原の補償問題のヤマは解決したのであるが、部落の人達にとつてより一層重大な問題は、今後の生活問題である。

椿原部落9戸の中、部落内移転するのは次の7氏である。(1)荒井恵信、(2)倉市三郎、(3)古瀬至常、(4)大宅友春、(5)大宅栄太、(6)空清四郎、(7)荒井福松。また村外に出るのは(1)西崎石蔵、(2)荒井憲次の2軒である。西崎氏は息子が金沢で世帯をもつてゐるが、一家全部そこに行くこととなり、今は爺さんだけが家に残つてゐる。荒井氏は高山市に移つてそこで材木関係の商売をする予定である。

我々は椿原部落の各家を訪ねて、家人に面接して、用意していつた質問事項を中心として、部落の事情、家庭的な事情、電力工事や補償問題に対する感想などについて質問した。我々が面接した人達の中、いろいろな意味で典型的と思はれる人々との質疑応答について多少記す。

(1) 荒井恵信氏。50歳。椿原の旧家で、30年程前からある家で、家号「長三郎」。部落の指導者で、電力会社相手の交渉に於ても、部落民を指導する立場にあつた。

家族6人、夫婦の他に老母、男子3人、長男と次男は関西電力に勤務、三男は高山の高等学校在学中。所有地は宅地の他、田7畝、畑12反、山林50町。部落内でも裕福な家柄である。農業が主で、副業に養蚕と煙草商もしている。もつとも発電工事以來農耕は殆んど休止している。電源開発事業に対しては、氏は「協力すべきであり」、「補償問題についてもよく理解し、満足している」と述べられた。

(2) 古瀬至常氏。58才。古瀬家は道場守である。道場守はどの部落でも由緒ある旧家がついてゐる。家族は夫婦と男子3人、子供さんはいずれも幼い。畑は反所有、職業農。電力開発のためいろいろな点で犠牲になることも止むを得ないと思つておられるが、補償の金額に対しては満足しておられない。

(3) 空清四郎氏。52才。昭和7年に有家ヶ原の空友茂家から分家して椿原に出て来た。家族は夫婦2人。雑貨商、また出稼もしている。以前は借地して多少農耕もしたが、今はやらない。発電事業に対し協力することは止むを得ないが、家を移転することは好ましくない。補償に対しても満足ではない。大きい家は兎も角、小さい家は補償で損をする。畑のない者に会社に安く畑地を売つてくれるとか、或は会社の使用人として使つてくれれば有りがたい、と語られた。

(4) 荒井福松氏。40才。明治末期に荒井恵信家から分家した。職(米穀)畑は反、更に雑貨商もし、養蚕もし、出稼もする。二女、一男、いずれも幼年。なお主人の弟

は成出発電所に勤めている。補償に対しては、満足していない。

X X X X

以上のように発電事業や補償問題に対する各人の態度は必ずしも一様ではない。しかし被面接者はいずれも椿原9戸の者が、常にいつしよになつて共同して会社側と交渉したことを認めた。生活の諸面については大部分の点が共通している。例えば主食については粟や稗を混食している。畑の作物も粟や稗が重要なものである。畑を有たない空家は有家ヶ原の本家から稗を分けて貰っている。商売や仕入買物などで、村外に出る場合は城端が最も多く、(毎日数回の定期バスの往復がある)。その他高岡、金沢等にも出る。毎月一回以上、数回出る人もいる。病気の場はいずれも関西電力の診療所にかつているが、なおどの家も売薬10—20袋もおいている。学歴は空氏の夫人が福光高女出、荒井恵信氏の三男が高校在学以外はいずれも小学校出である。宗教はすべて浄土真宗。支持する政党はすべて自由党、嫌いな政党は一樣に共産党と云つている。購読新聞は北日本新聞と富山新聞が半々である。ラジオは大概の家で聴取している。

永い時代の間、表面的には何事もなかつたかのような、平和な山村に突如としてこのような大工事が始まると、生活はまつたく混乱される。多くの不幸も起つてくるが、予期しない収入もある。例えば畑や山林を売つたり、貸付たりして意外な金銭が入る。(椿原商店街では年借地料坪100円)。或は工事に人夫に出ると一日200円の収入がある。(会社の常備となると300円)但し怪俄人もよく出る。

部落がうけた大きな被害の一つは学校問題である。上記のように昭和27年初め工事開始当時は、授業も危険な位であつた。その後道場内で授業するようになったが、薄暗い狭い本堂の中で、昼も電燈をつけ通して、芦倉、有家ヶ原、及び椿原の児童、生徒の小・中学生15人程は、一時神経衰弱にまでなつたという唯一人の先生によつて、落ちつかない気分、昭和27年の晩秋も授業をつゞけていた。この時期には既に関西電力や佐藤工業では、都市に持つて来ても立派に思える位な社員の広い寮が出来ていたのだが、分教場の

ために、これらの明るい気持よい一室を提供することに気付かなかつた程、部落の子供の教育に対して思いやりがなかつた。工場の空気がその様なものなのであつた。もつとも工事完成後は会社の費用で、立派な学校の建物が出来ることになつてゐる。我々は発電所のある下流の祖山部落の分教場で、昭和27年10月に、僻地教育研究会が開催された時出席して、学校の建物や施設や、備品などの立派で且つととのつてゐるのに感心したことがあつた。これは電力会社の寄附金、PTA会員の会社々員の熱意があづかつてゐる。椿原の分教場も将来はそういうことになるのであらう。

椿原の補償問題に対する批判

椿原の発電事業に伴う補償問題は、部落の住宅や多くの耕地が水没するのではないから、関係者の気分が何んとなく軽い。部落はよりよい地点に移転するし、新しい開田も行われるので、前途はむしろ明るい。淋しい峡谷の中の貧しい部落であつただけ、補償の処理もそう複雑ではなかつた。補償の交渉について、関係部落民が全部当事者として、会社側に當つたことは、関係部落民が少数であつたから出来たことでもあるが、ある意味で民主的だつたと云える。後記の上平村の最近の例の様に数十戸が一、二の者に無条件の白紙委任状を渡して交渉して貰つて、あとから疑惑を起すようなやり方はよくない。

綿貫氏が部落民と会社との間を仲介して、補償交渉を兎に角まとめたことは、会社側及び部落民双方にとつて好都合であつたにちがいない。難航した部落の建物移転費の交渉に於て、最初部落側が出した要求額は部落内移転7戸分及び村外移転2戸分に対して総計52百万円の巨額だつた。これに対して会社側は極力低額解決を希望した。協定された補償額が妥当か否か、我々は批判する十分なる資料がないが、部落の人々の現実の生活事情から見て、将来の生活の再建、安定は得られるように思える。また不当に巨額の補償を得て利益したとも思えない。問題はむしろ今後工事完成後、会社側が部落民に対して思いやりのある援助や指導を行うか否やにかかつてゐると思ふ。

最後に部落民と会社側との間に入つて仲介の勞をとつたり、十分なる資料によつて公正なる評価をしたりすることの出来る機関、半ば公的な調査、報告、調停などの出来る機関の設置の必要を、椿原の事例を見た場合に於て、一層強く感ずるのである。

因に椿原に於ける我々の調査に際して、好く我々を迎えて貴重な時間を我々に応答して下さつた部落の各位並に関西電力建設事務所の当局の方々に、深甚の謝意を表す。

附記 緒言から第三章までは小寺が執筆した。第四章以下は次号（五月刊行予定）にゆずる。